

NPOの扉を開けてみませんか？  
そこには仲間が待っていますよ。

# N P O



このパンフレットはボランティアやNPOについて「Q&A」としてまとめました。  
NPOを知りたい、参加したいときにぜひ  
お役立てください。

# CONTENTS

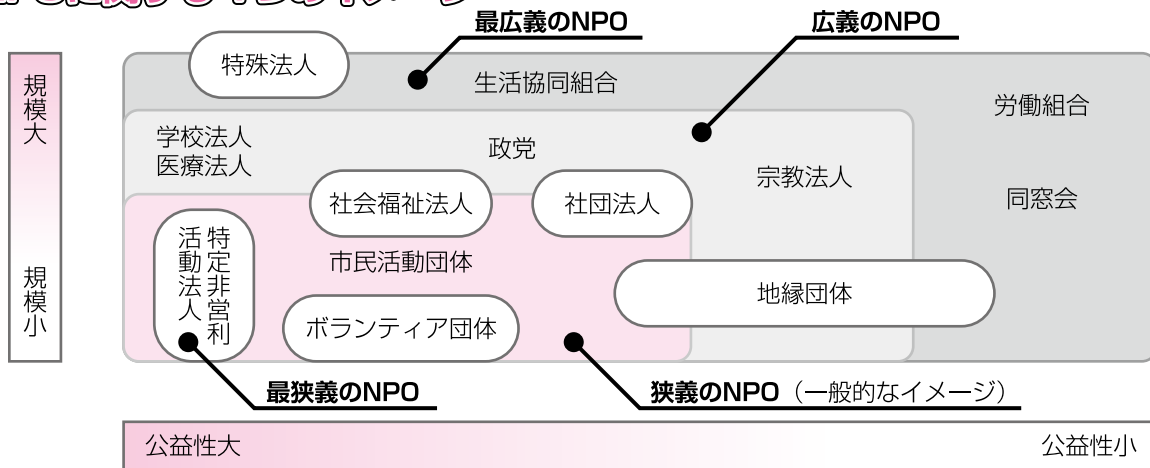
- Q1 NPOとは何ですか？ .....②
- Q2 NPOとボランティアの違いは？ .....②
- Q3 NPOとNGOの違いは？ .....③
- Q4 NPOとNPO法人の違いは？また、NPO法とは何ですか？ .....③
- Q5 法人格とは何ですか？ .....④
- Q6 NPOはどうやって資金を得ていますか？ .....④
- Q7 NPOになると助成金がもらえるのですか？ .....④
- Q8 活動を多くの人に知ってもらうには？ .....④
- Q9 NPOはお金をとって事業をしていいのですか？ .....⑤
- Q10 NPOは利益を上げてもいいのですか？ .....⑤
- Q11 NPOは人を雇ってもいいのですか？ .....⑤
- Q12 NPOに参加したいのですが？ .....⑥
- Q13 法人化の利点は何ですか？また、法人化したことで、やるべきことは何ですか？ .....⑥
- Q14 NPO法人になるための要件は何ですか？ .....⑦
- Q15 特定非営利活動とは何ですか？ .....⑦
- Q16 NPO法人は特定非営利活動以外の事業を行うことはできないのですか？ .....⑦
- Q17 NPO法人設立のための手続は？ .....⑧
- Q18 NPO法人の義務は何ですか？また必要な手続は何ですか？ .....⑨
- Q19 NPO法人の税制はどうなっていますか？ .....⑩

# Q1 NPOとは何ですか？

**A1** NPOとは「Non-profit (ノンプロフィット=非営利) Organization (オーガニゼーション=組織・団体)」の略語です。

日本語では「非営利組織(団体)」と訳されますが、国や地方公共団体も「非営利組織(団体)」といえますので、NPOは「民間非営利組織(団体)」を指す言葉として用いられています。NPOには下の図のように最広義から最狭義までの4つのイメージがありますが、一般的にはボランティア団体や市民活動団体をはじめ、営利を目的とせず社会貢献活動を行っている民間団体のことを指す言葉といっていでしょう。

## NPOに関する4つのイメージ



(大阪ボランティア協会発行「月刊ボランティア」平成12年1・2月合併号より引用、手を加えたものです。)

※非営利：団体が利益を上げても、その利益を構成員に分配せず、団体の目的を達成するための活動費用に充てることです。

※公益：特定の個人、団体の利益ではなく「社会一般の利益」を意味します。

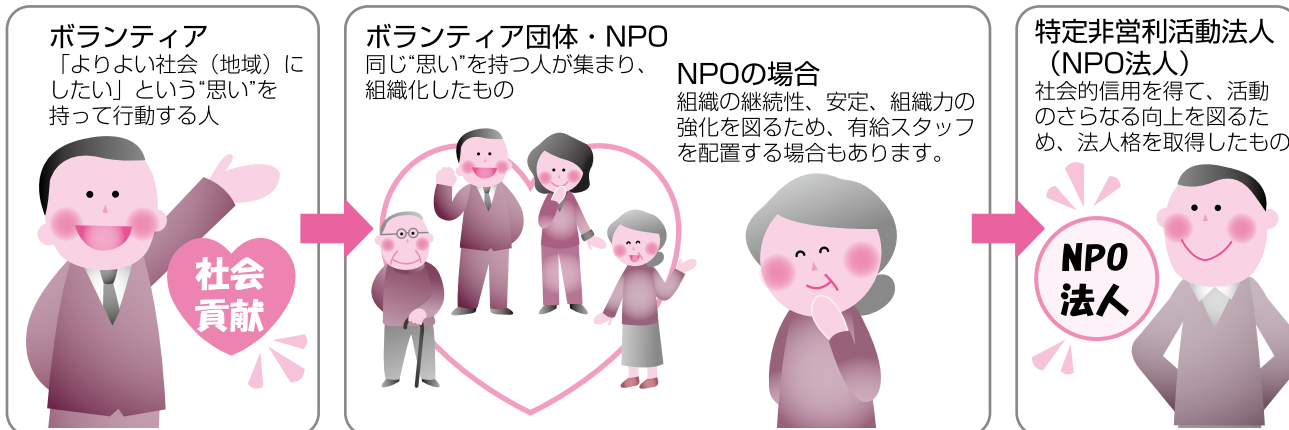
# Q2 NPOとボランティアの違いは？

**A2** 一般的には「よりよい社会(地域)にしたい」と個人が自ら進んで行動し、報酬を求めない活動がボランティアといわれます。

このような「思い」や「志」を持つ個人がつながり、広がって組織化され、さらに活動が発展し、会の規則を定めたり、組織の継続性や安定、組織力の強化を図るために、代表者や事務局、有給スタッフを配置したりすることになった団体はNPOと呼べるでしょう。

しかし、組織の原動力であり核になるスタッフはボランティアである場合が多く、NPOとボランティアは密接に関係しているといえます。

## ボランティアとNPOの関係例



### Q3 NPOとNGOの違いは？

**A3** NGOとは「Non-governmental（ノンガバメンタル＝非政府）Organization（オーガニゼーション＝組織・団体）」の略語です。

日本語では「非政府組織（団体）」と訳されますが、営利を目的としないという点を重視しているのがNPOで、政府とは異なる民間の立場を重視しているのがNGOといえます。

NGOも営利を目的とした団体ではないため、「民間」「非営利」という点でNPOと違いはありません。

なお、NGOは国際連合を始めとする国際会議の場などで民間団体を指す名称として生まれた言葉で、特に日本では国際的な活動を行う団体をNGOと呼ぶ傾向にあります。

### Q4 NPOとNPO法人の違いは？またNPO法とは何ですか？

**A4** NPOの多くは法人格を持たない任意団体として活動していましたが、団体として、「銀行口座が開設できない」「不動産登記ができない」などの不都合がありました。

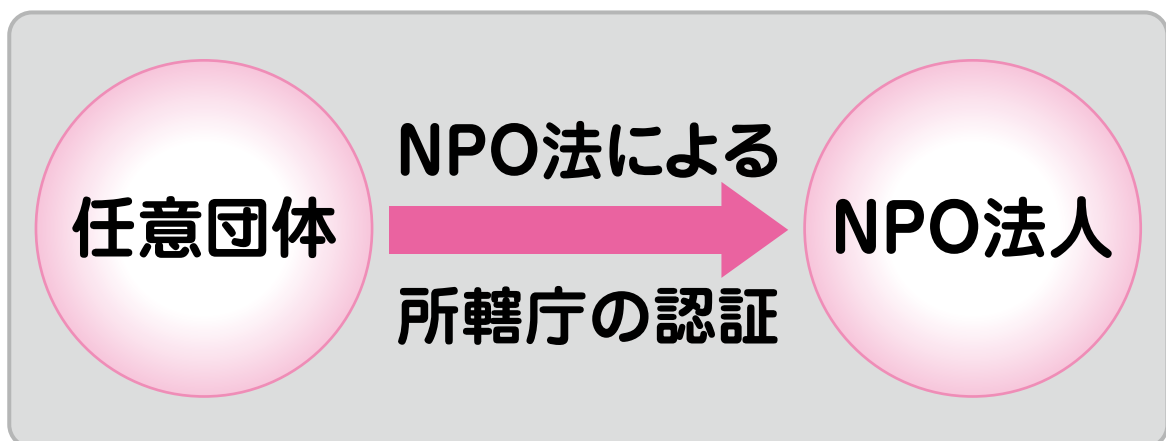
このような不都合を解消するために、平成10年に特定非営利活動促進法（通称「NPO法」）がつけられ、一定の要件を満たし、所轄庁の認証を得た団体が特定非営利活動法人（通称「NPO法人」）を設立できることになりました。

NPO法は、民法第34条（社団法人や財団法人等の公益法人を規定）の特別法としてつくられました（平成10年3月成立、同年12月施行）。特定非営利活動を行うことを主たる目的とした団体に、所轄庁の認証によって法人格を与えるというのが主な内容です。その後、平成14年12月の改正（翌年5月施行）を経て、平成23年6月に改正（翌年4月施行）され、特定非営利活動の分野が17から20分野に増え、認証制度が柔軟化及び簡素化されたほか、公益の増進に資するNPO法人を認定する認定制度が導入されました。

※所轄庁：青森県内に主たる事務所を置く場合は、青森県知事

青森県以外に主たる事務所を置く場合は、主たる事務所が所在する都道府県の知事又は指定都市の長

※特定非営利活動→Q15へ



## Q5 法人格とは何ですか？

**A5** 法人格とは「法律に基づいて団体に与えられる法律上の人格」です。法律に従い一定の手続きを経たものだけに法人格が認められます。

法人格を持っていない団体は、一般的に任意団体と呼ばれています。任意団体は、実態は「団体」ですが、法人格がないために団体名で財産を所有できず、代表者個人名義で対応せざるを得ません。さらに、万一活動中に起こった事故などの負担も代表者などの個人にかかる可能性があります。法人格を取得すると、団体名義で契約を結んだり財産を所有できるようになり、団体メンバーの個人的負担は軽くなります。

## Q6 NPOはどうやって資金を得ていますか？

**A6** 事業分野や、団体の成長過程により資金源は様々です。各団体の特徴やネットワークを生かしながら、目的実現に向けた事業展開を考えていく必要があります。NPOの主な資金源は次のようなものがあげられます。

- ・会費
- ・寄付金
- ・助成金・補助金
- ・自主事業収入
- ・行政や企業からの受託事業収入

団体が活動していくために、どのくらいの資金が必要か、どのように資金調達をするかなどを検討することは、とても重要なことです。

## Q7 NPOになると助成金がもらえるのですか？

**A7** NPOにとって助成金は重要な資金源ですが、NPOであるからといって、無条件で助成金をもらえるものではありません。各行政機関や民間企業などでは、NPOに対する助成事業を公募しているところがあります。助成金は応募書類を提出し、面接等の審査に合格してもらえることとなります。助成金目当てにNPOを組織化するようなことは、安易に考えないほうが良いといえるでしょう。

## Q8 活動を多くの人に知ってもらうには？

**A8** 多くの人々の協力を得るには、団体の活動を広く知ってもらうための情報発信をする必要があります。情報発信の方法は、会報やパンフレットの作成などのほか、インターネットを用いたホームページやブログ、メールマガジンによる発信があります。団体にあった効果的な情報発信の方法を検討しましょう。

## Q9 NPOはお金をとって事業をしていいのですか？

**A9** NPOはボランティアが無報酬でかかわっているために、一般市民の方の中には、NPOがお金をとって事業を行うことを疑問に思う人がいます。NPOの資金源には様々なものがあります。会費や寄付のみで団体を運営しているところもありますが、事業内容によっては支出も考え、サービスや物品の提供による対価を徴収することも、継続的な運営の観点から必要です。

## Q10 NPOは利益を上げてもいいのですか？

**A10** 「NPOはもうけてはならない」という誤解がありますが、団体の目的を達成するためにも、継続的な運営を行っていくためにも利益は必要です。

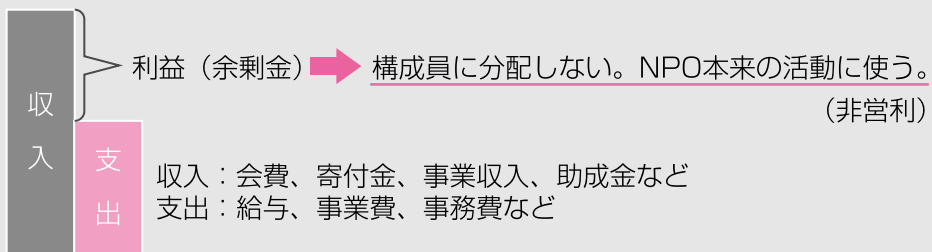
NPO法でいう「非営利」とは、団体が得た利益を、その構成員に分配せずに、団体の目的を達成するための活動（特定非営利活動）の費用に充てることをいいます。

## Q11 NPOは人を雇っていいのですか？

**A11** NPOは事業内容や団体の成長過程により、事務局スタッフを常駐させたり、専門知識をもったスタッフを抱えたりすることも考えられます。ボランティア（無報酬）スタッフがその役割を果たすこともありますが、組織の継続性や安定という観点で考えるとスタッフに給料を払うことも必要なことです。「人を雇ってはいけない」ということはありません。

なお、常識からかけ離れた高額な給料は、利益の分配と見られるかもしれませんので誤解を招かないような配慮が必要です。

### NPO法人の収支



## Q12 NPOに参加したいのですが？

A12 参加したいという気持ち大切です。まず、行動してみましょう。

● 県内にどのようなNPOがあるのかを知る

県内のNPOに関する情報は、中間支援を目的に活動しているNPO法人やボランティアセンターなどで得ることができます。また、NPO法人に関しては、青森県県民生活文化課でも情報提供しています。このほかにも、お近くの市民センターや公民館などにポスターや会報、チラシがあります。NPOはあなたの身近なところで活動しています。

● イベントに参加する

NPOに関する情報を得たら、イベントや講習会に積極的に参加してみましょう。

● NPOの会員になる

これはというNPOが決まっていたら、会員になることもよいでしょう。団体の活動に密接に関わることができます。

● NPOをつくる

参加したいNPOがなくても、同じ思いの個人が集まれば新たな団体になり、NPOになります。何をやりたいのか、何が出来るのかを明確にして行動しましょう。

## 法人化の利点は何ですか？

### Q13 また、法人化したことで、やるべきことは何ですか？

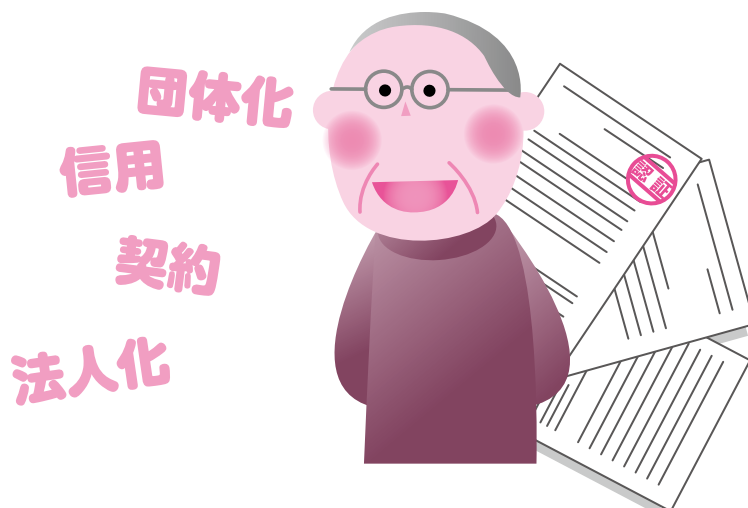
A13 団体の規模や活動内容によりますが、団体にとって法人格が必要かどうかをよく検討することが大切です。一般的にNPO法人の利点、やるべきことは、次のようにあげられます。

● 利点

- ・ 団体として契約できる
- ・ 団体として所有できる
- ・ 個人よりも信用が得やすい
- ・ 団体と個人の資産を明確に分けられる
- ・ 法人でないと行えない業種に参入できる

● やるべきこと

- ・ 官公庁への届出の義務がある
- ・ 情報公開を行う義務がある
- ・ ルール（法律や定款など）に沿った運営をしなければならない



## Q14 NPO法人になるための要件は何ですか？

**A14** NPO法人になるためには、NPO法上次の要件を満たすことが必要です。

- ① 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- ② 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）
- ③ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- ④ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- ⑥ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とするものでないこと
- ⑦ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと
- ⑧ 10人以上の社員を有するものであること

※社員：社団の構成員の意味で、総会で議決権を持つ者が該当します。  
会社に勤務する人（会社員）という意味ではありません。

## Q15 特定非営利活動とは何ですか？

**A15** NPO法では次の20の項目に該当する種類の活動で、不特定多数の人々の利益の増進に寄与することを目的とするものを「特定非営利活動」といいます。

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動      | 13 子供の健全育成を図る活動                          |
| 2 社会教育の推進を図る活動           | 14 情報化社会の発展を図る活動                         |
| 3 まちづくりの推進を図る活動          | 15 科学技術の振興を図る活動                          |
| 4 観光の振興を図る活動             | 16 経済活動の活性化を図る活動                         |
| 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動    | 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動               |
| 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 | 18 消費者の保護を図る活動                           |
| 7 環境の保全を図る活動             | 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| 8 災害救援活動                 | 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 |
| 9 地域安全活動                 |  |
| 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動     |  |
| 11 国際協力の活動               |  |
| 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動   |  |

※平成23年6月の法改正により、活動分野が17から20に増えました。（4、5、20を追加）

## Q16 NPO法人は特定非営利活動以外の事業を行うことはできないのですか？

- A16**
- ・「特定非営利活動事業」に支障がない範囲で特定非営利活動事業以外の「その他の事業」を行うことができます。
  - ・「特定非営利活動事業」と「その他の事業」は分けて会計管理をしなければなりません。
  - ・「その他の事業」で得た利益は「特定非営利活動事業」に充てなくてはなりません。
  - ・「特定非営利活動」が主たる活動であり「その他の事業」が主となってははいけません。

※「特定非営利活動事業」を行うことがNPO法人の主な目的であり、「その他の事業」は必ず行わなければならないものではありません。

**特定非営利  
活動事業**

特定非営利活動事業へ

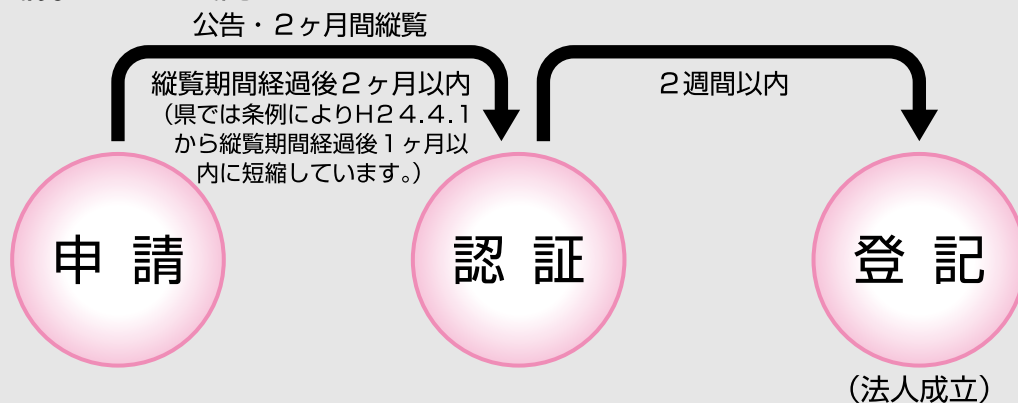
**その他の事業  
利益**



## Q17 NPO法人設立のための手続きは？

**A17** NPO法人を設立するには、法律に定められた書類を添付した申請書を青森県知事（市町村に事務権限を移譲した場合は、それぞれの市町村（平成24年4月1日現在権限移譲市町村 むつ市、つがる市））に、青森県以外の都道府県に主たる事務所を置く場合は、主たる事務所が所在する都道府県知事（指定都市の区域のみに事務所を置く場合は、指定都市の長）に提出し、認証を受けなければなりません。設立の認証後、その主たる事務所の所在地の法務局に登録することで法人成立になります。

### 法人成立までの流れ



※縦覧：提出書類のうち法律で定められたものは、2ヶ月間県民の皆さんに公開されます。  
 ※認証：法律の基準や手続きに適合しているか審査し、証明すること。したがって法律が求める要件に満たない場合は、不認証になることがあります。

申請書類の書き方など詳細は、「NPO法人ガイドブック」に掲載しています。ご希望の方は青森県県民生活文化課（権限移譲市町村の場合は、それぞれの市町村）にお問い合わせください。

#### 設立申請時に提出する書類

提出書類のリスト	提出部数
設立認証申請書(所轄庁様式)	1部
定款	2部
役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	2部
各役員の就任承諾及び誓約書の謄本	1部
役員の住所又は居所を証する書面(住民票の写し等)	1部
社員のうち10人以上の者の名簿	1部
確認書	1部
設立趣旨書	2部
設立についての意思の決定を証する議事録の謄本	1部
設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2部
設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2部

#### 設立登記完了(法人成立)後に提出する書類

提出書類のリスト	提出部数
設立登記完了届出書(所轄庁様式)	1部
登記事項証明書	1部
登記に関する書類の写し(登記事項証明書の写し)	1部
設立当初の財産目録	2部



## Q18 NPO法人の義務は何ですか？また必要な手続は何ですか？

**A18** NPO法人は自らが作成した定款に従って運営する必要があります。また、法人の行う事業が各種の法令の適用を受ける場合は、それらの法令に従って事業を行わなければなりません。  
NPO法では、法人の管理運営として次のようなことが求められています。

役員	理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません。		
総会	毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません。		
会計原則	正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法律に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません。NPO法人会計基準を用いるとよいでしょう。		
情報公開	<p>毎事業年度終了後3ヶ月以内に、下記の提出書類を所轄庁に提出するとともに、事業所に備え置いて、利害関係人に閲覧させなければなりません。また、その他にも備え置くべき書類があります。なお、これらの書類は一般公開されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>提出書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告書（2部）</li> <li>・貸借対照表（2部）</li> <li>・活動計算書（2部）</li> <li>・財産目録（2部）</li> <li>・年間役員名簿（2部）</li> <li>・前事業年度の末日における役員のうち10名以上の者の名簿（2部）</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>備え置く書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員名簿</li> <li>・定款</li> <li>・認証に関する書類の写し</li> <li>・登記に関する書類の写し</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p><b>提出書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告書（2部）</li> <li>・貸借対照表（2部）</li> <li>・活動計算書（2部）</li> <li>・財産目録（2部）</li> <li>・年間役員名簿（2部）</li> <li>・前事業年度の末日における役員のうち10名以上の者の名簿（2部）</li> </ul>	<p><b>備え置く書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員名簿</li> <li>・定款</li> <li>・認証に関する書類の写し</li> <li>・登記に関する書類の写し</li> </ul>
<p><b>提出書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告書（2部）</li> <li>・貸借対照表（2部）</li> <li>・活動計算書（2部）</li> <li>・財産目録（2部）</li> <li>・年間役員名簿（2部）</li> <li>・前事業年度の末日における役員のうち10名以上の者の名簿（2部）</li> </ul>	<p><b>備え置く書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員名簿</li> <li>・定款</li> <li>・認証に関する書類の写し</li> <li>・登記に関する書類の写し</li> </ul>		
役員変更	<p>役員の氏名又は住所もしくは居所に変更があった場合や役員が新たに就任した場合は、遅滞なく下記の書類を所轄庁に提出しなければなりません。 届出が必要な変更事項は、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓または改名の場合です。 なお、理事を変更した場合は、法務局での変更登記も必要です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;"> <p><b>提出書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員の変更等届出書（所轄庁様式）（1部）</li> <li>・就任承諾及び誓約書の謄本（1部） ※役員が新たに就任した場合に限り、提出する。</li> <li>・役員の住所又は居所を証する書面（住民票の写し等）（1部） ※役員が新たに就任した場合に限り、提出する。</li> <li>・変更後の役員名簿（2部）</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p><b>提出書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員の変更等届出書（所轄庁様式）（1部）</li> <li>・就任承諾及び誓約書の謄本（1部） ※役員が新たに就任した場合に限り、提出する。</li> <li>・役員の住所又は居所を証する書面（住民票の写し等）（1部） ※役員が新たに就任した場合に限り、提出する。</li> <li>・変更後の役員名簿（2部）</li> </ul>	
<p><b>提出書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員の変更等届出書（所轄庁様式）（1部）</li> <li>・就任承諾及び誓約書の謄本（1部） ※役員が新たに就任した場合に限り、提出する。</li> <li>・役員の住所又は居所を証する書面（住民票の写し等）（1部） ※役員が新たに就任した場合に限り、提出する。</li> <li>・変更後の役員名簿（2部）</li> </ul>			
定款変更	<p>定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、所轄庁の認証が必要です。ただし、所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地、役員の定数に関する事項、資産に関する事項、会計に関する事項、事業年度、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項及び公告の方法の各変更は、所轄庁に届出をするだけで認証は不要です。なお、登記事項に変更があった場合は、法務局で変更登記をし、登記が完了したら、登記完了届出書を提出する必要があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;"> <p><b>提出書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款変更認証申請書（所轄庁様式）（1部）</li> <li>・定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部）</li> <li>・変更後の定款（2部）</li> <li>・定款変更日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部） ※行う事業を変更する場合に限り提出する。</li> <li>・定款変更日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部） ※行う事業を変更する場合に限り提出する。</li> <li>・役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）（2部） ※所轄庁を変更する場合に限り提出する。</li> <li>・確認書（1部） ※所轄庁を変更する場合に限り提出する。</li> <li>・前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書（設立後これらの書類が作成されるまでの間は設立時の事業計画書、活動予算書、財産目録）（各1部） ※所轄庁を変更する場合に限り提出する。</li> </ul> <p><b>提出書類（軽微な変更の場合）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款変更届出書（所轄庁様式）（1部）</li> <li>・定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部）</li> <li>・変更後の定款（2部）</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p><b>提出書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款変更認証申請書（所轄庁様式）（1部）</li> <li>・定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部）</li> <li>・変更後の定款（2部）</li> <li>・定款変更日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部） ※行う事業を変更する場合に限り提出する。</li> <li>・定款変更日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部） ※行う事業を変更する場合に限り提出する。</li> <li>・役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）（2部） ※所轄庁を変更する場合に限り提出する。</li> <li>・確認書（1部） ※所轄庁を変更する場合に限り提出する。</li> <li>・前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書（設立後これらの書類が作成されるまでの間は設立時の事業計画書、活動予算書、財産目録）（各1部） ※所轄庁を変更する場合に限り提出する。</li> </ul> <p><b>提出書類（軽微な変更の場合）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款変更届出書（所轄庁様式）（1部）</li> <li>・定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部）</li> <li>・変更後の定款（2部）</li> </ul>	
<p><b>提出書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款変更認証申請書（所轄庁様式）（1部）</li> <li>・定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部）</li> <li>・変更後の定款（2部）</li> <li>・定款変更日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書（2部） ※行う事業を変更する場合に限り提出する。</li> <li>・定款変更日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書（2部） ※行う事業を変更する場合に限り提出する。</li> <li>・役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）（2部） ※所轄庁を変更する場合に限り提出する。</li> <li>・確認書（1部） ※所轄庁を変更する場合に限り提出する。</li> <li>・前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書（設立後これらの書類が作成されるまでの間は設立時の事業計画書、活動予算書、財産目録）（各1部） ※所轄庁を変更する場合に限り提出する。</li> </ul> <p><b>提出書類（軽微な変更の場合）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款変更届出書（所轄庁様式）（1部）</li> <li>・定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部）</li> <li>・変更後の定款（2部）</li> </ul>			
解散・合併	<p>法に定めた手続を経て、解散又は別のNPO法人との合併を行うことができます。 なお、法人が解散する場合、残余財産は定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には国庫に帰属することになります。 法人の構成員に譲ることはできません。</p>		

## Q19 NPO法人の税制はどうなっていますか？

A19 ここでは、一部例をあげて説明いたします。詳細は各行政機関の窓口にお問い合わせ下さい。

■国 税 所管は税務署です。

国税である法人税については、公益法人と同様に、法人税法に規定された「収益事業」からの所得に対しては、課税されることとなります。それ以外からの所得については非課税です。

なお、課税される場合の税率は、株式会社等の普通法人と同じです。

法人税率	
年間所得800万円以下	22.0%
年間所得800万円超	30.0%

■地方税 県税に関する所管は各地域県民局県税部、市町村税に関する所管は各市町村（税務担当窓口）です。

地方税も、法人税法に規定された収益事業から生じた所得に対しては、法人住民税（法人税割）と法人事業税が課税されます。

また、法人住民税（均等割）は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

なお、本県では、特定非営利活動法人が法人税法に規定する収益事業（下記（参考）を参照）を行わない場合は、法人県民税（均等割）を申請により減免できることになっています。また、不動産取得税、自動車取得税について一定の要件を満たす場合、申請に基づき減免する措置を講じています。なお市町村においても減免等を行う場合がありますので、それぞれの窓口にお尋ねください。

法人住民税（均等割）の標準税率 道府県民税 2万円 市町村民税 5万円	法人住民税（法人税割）の標準税率 道府県民税 法人税額の 5.0% 市町村民税 法人税額の 12.3%
法人事業税（道府県民税）の標準税率 年間所得400万円以下 年間所得400万円超～800万円以下 年間所得800万円超	5.0% 7.3% 9.6%

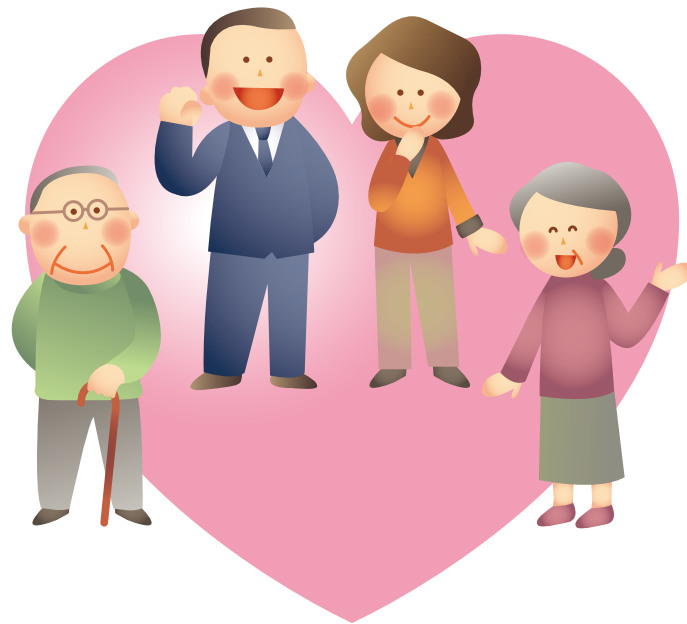
（参考）法人税法に規定された収益事業

販売業、製造業、その他下記の事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鋳業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業等、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

（注）①特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上は収益事業とみなされるものがあります。

②NPO法人のうち、都道府県等の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対する寄付等について、寄付者が寄付金控除を受けられる認定制度があります。



NPO法人の設立に関する相談やお問い合わせは

**青森県県民生活文化課まで**

〒030-8570 青森市長島1-1-1 TEL 017-734-9207 FAX 017-734-8046

ホームページアドレス <http://www.pref.aomori.lg.jp/volunteer/>

NPO法人の設立申請に係る書類の縦覧や事業報告書等の公開を行っています。